

現 行	改 訂	摘 要
<p data-bbox="398 376 636 411">令和 2 年度 版</p> <p data-bbox="324 584 710 639">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="349 1174 685 1206">国土交通省 北海道開発局</p>	<p data-bbox="1285 379 1518 414">令和 3 年度 版</p> <p data-bbox="1211 587 1597 643">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="1236 1177 1572 1209">国土交通省 北海道開発局</p>	<p data-bbox="1888 379 2040 411">年度の更新。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p style="text-align: center;">空港工事仕様書</p> <p style="text-align: center;">総 目 次</p> <p>第1編 共 通 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第2編 材 料 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 1- 1</p> <p>第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂 防 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダ ム 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空 港 編 1- 36</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 2- 1</p>	<p style="text-align: center;">空港工事仕様書</p> <p style="text-align: center;">総 目 次</p> <p>第1編 共 通 編 1- 1</p> <p>第2編 材 料 編 1- 82</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 1- 113</p> <p>第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂 防 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダ ム 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空 港 編 1- 148</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 2- 1</p>	<p>総目次ページの更新。 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※令和2年度までは、第1・2編を北開局「道路・河川工事仕様書」として運用していたが、令和3年度より航空局「空港土木工事共通仕様書」と整合することとした。(変更箇所は本新旧対比表の3～6ページを参照)。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合には、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合には、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	<p>改訂 P1-35 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合（臨機の措置における事前の意見確認について）。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 6.海外の建設資材の品質証明</p> <p>なければならない。</p> <p>6. 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 6.海外の建設資材の品質証明</p> <p>なければならない。</p> <p>6. 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する外国産建設資材品質審査証明書(以下「外国産建設資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、外国産建設資材品質審査証明書あるいは海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	<p>改訂 P1-83 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合 (外国産建設資材品質 審査証明の追加)。</p>

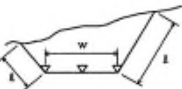
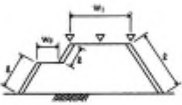
現 行	改 訂	摘 要
<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-1 2.骨材の貯蔵</p> <p>JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>2. 骨材の貯蔵 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 有害物の混入防止 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。</p> <p>4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。</p> <p>5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。</p> <p>6. 石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。</p> <p>7. 海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。</p> <p>8. 海砂の塩分の許容限度 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNACIIに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-1 2.骨材の貯蔵</p> <p>JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>2. 骨材の貯蔵 受注者は、骨材をJIS規格に定める区分別に貯蔵しなければならない。</p> <p>3. 有害物の混入防止 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。</p> <p>4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。</p> <p>5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。</p> <p>6. 石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。</p> <p>7. 海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。</p> <p>8. 海砂の塩分の許容限度 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNACIIに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	<p>改訂 P1-86 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合 (骨材の貯蔵につい て)。</p>

現 行	改 訂	摘 要																																																								
<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-2 1.細骨材及び粗骨材の粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th style="text-align: center;">ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">90～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2.5</td><td style="text-align: center;">80～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.2</td><td style="text-align: center;">50～90</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">25～65</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.3</td><td style="text-align: center;">10～35</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.15</td><td style="text-align: center;">2～10 [注1]</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。</p> <p>[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。</p> <p>[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。</p> <p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th style="text-align: center;">ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">2.5</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.2</td><td style="text-align: center;">90～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">60～80</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.3</td><td style="text-align: center;">20～50</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.15</td><td style="text-align: center;">5～30</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	10	100	5	90～100	2.5	80～100	1.2	50～90	0.6	25～65	0.3	10～35	0.15	2～10 [注1]	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	2.5	100	1.2	90～100	0.6	60～80	0.3	20～50	0.15	5～30	<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-2 1.細骨材及び粗骨材の粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th style="text-align: center;">ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">90～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2.5</td><td style="text-align: center;">80～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.2</td><td style="text-align: center;">50～90</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">25～65</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.3</td><td style="text-align: center;">10～35</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.15</td><td style="text-align: center;">2～10 [注1]</td></tr> </tbody> </table> <p>[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。</p> <p>[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えてはならない。</p> <p>[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。</p> <p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th style="text-align: center;">ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">2.5</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.2</td><td style="text-align: center;">90～100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.6</td><td style="text-align: center;">60～80</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.3</td><td style="text-align: center;">20～50</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">0.15</td><td style="text-align: center;">5～30</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	10	100	5	90～100	2.5	80～100	1.2	50～90	0.6	25～65	0.3	10～35	0.15	2～10 [注1]	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	2.5	100	1.2	90～100	0.6	60～80	0.3	20～50	0.15	5～30	<p style="color: red;">改訂 P1-87 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合 (プレパックドコンク リート【無筋・鉄筋コ ンクリート及び舗装コ ンクリート】の細骨材 の粒度範囲につい て)。</p>
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)																																																									
10	100																																																									
5	90～100																																																									
2.5	80～100																																																									
1.2	50～90																																																									
0.6	25～65																																																									
0.3	10～35																																																									
0.15	2～10 [注1]																																																									
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)																																																									
2.5	100																																																									
1.2	90～100																																																									
0.6	60～80																																																									
0.3	20～50																																																									
0.15	5～30																																																									
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)																																																									
10	100																																																									
5	90～100																																																									
2.5	80～100																																																									
1.2	50～90																																																									
0.6	25～65																																																									
0.3	10～35																																																									
0.15	2～10 [注1]																																																									
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)																																																									
2.5	100																																																									
1.2	90～100																																																									
0.6	60～80																																																									
0.3	20～50																																																									
0.15	5～30																																																									

現 行	改 訂	摘 要
<p>空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p style="text-align: center;">空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、空港工事仕様書第1編 1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適 用 この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は、基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構 成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施 工 管 理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 <p>5. 管理項目及び方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。 (「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する) (3) 品質管理 	<p>空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p style="text-align: center;">空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、空港工事仕様書第1編 1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適 用 この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構 成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施 工 管 理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 <p>5. 管理項目及び方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。 (2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする (「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する) (3) 品質管理 	<p>改訂 P2-3 北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p>クリートに準ずるものとする。</p> <p>6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>空港土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p>クリートに準ずるものとする。</p> <p>6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工（基本施設舗装の表層・基層を除く）において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(5) 施工状況検査について 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、施工状況検査を受けなければならない。</p> <p>施工状況検査とは、契約書第9条の「工事の施工状況の検査」をいい、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。</p> <p>なお、受注者が「段階確認」を受けた項目については、監督職員と協議の上、省略することができる。</p>	<p>改訂 P2-5 (2) 情報化施工 ※航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。</p> <p>改訂 P2-5 (3) 3次元データによる出来形管理 ※航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。</p> <p>改訂 P2-5、2-6 (5) 施工状況検査について（新規追加） ※R2d版までの北開局「空港工事仕様書」においては、『施工状況検査』の記載が無かった。そのため、今回の改訂により、航空局「空港土木工事共通仕様書」の『施工状況検査』と整合性を図るため、北開局「空港工事仕様書」で新規に追記（施工状況検査一覧表については内容の変更点無し）。</p>

現 行								改 訂								摘 要
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値								
8. 小型水路工													改訂 P2-17 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整 合。			
工 種 小 型 水 路 工	基礎材	材料	骨材のふるい分け試験 土の粒度試験	JIS A 1102、1204 JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回	設計図書の規定による	試験成績表を提出	基礎材	材料	骨材のふるい分け試験 土の粒度試験	JIS A 1102、1204 JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		設計図書の規定による	試験成績表を提出	
	コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する				
	鋼材	材料		JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	搬入時	JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	試験成績表を提出	鋼材	材料		JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	搬入時		JIS G 3101、3131、3141 JIS A 5513 JIS B 1180、1181 1186、1256	試験成績表を提出	
	コンクリート製品	材料		JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	搬入時	JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	試験成績表を提出	コンクリート製品	材料		JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	搬入時		JIS A 5371、5372、5364、5361、5365、5373	試験成績表を提出	
	塩化ビニル管強化プラスチック複合管	材料		JIS K 6741 JIS A 5350	搬入時	JIS K 6741 JIS A 5350	試験成績表を提出	塩化ビニル管強化プラスチック複合管	材料		JIS K 6741 JIS A 5350 JIS K 6780	搬入時		JIS K 6741 JIS A 5350 JIS K 6780	試験成績表を提出	
	フィルター材料	材料	骨材のふるい分け	JIS A 1102	採取地ごとに1回	空港工事仕様書第5編1-9-2「材料」7~11項を適用	試験成績表を提出	フィルター材料	材料	骨材のふるい分け	JIS A 1102	採取地ごとに1回		空港工事仕様書第5編1-9-2「材料」7~11項を適用	試験成績表を提出	
	継目材	材料		監督職員の承諾する方法	搬入時	設計図書に規定	試験成績表を提出	継目材	材料		監督職員の承諾する方法	搬入時		設計図書に規定	試験成績表を提出	

現 行							改 訂							摘 要				
出来形管理基準及び規格値							出来形管理基準及び規格値											
4. 土工							4. 土工 (1/4)											
工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	類 度	摘 要	工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	類 度	摘 要			
土 工	伐開	伐開面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm	全面積1回	参考図	土 工	掘削工 路体盛土工 路床盛土工	基準高	レベル等により測定	±5 (暫定土工±10) 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	縦横断方向に40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所	縦横断方向に40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所	参考図		
		法長 1<5m	スチールテープ等により測定	盛土-10 切土-20 +は規定しない	cm	延長40mごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所				法長 1<5m	スチールテープ等により測定	盛土-10 切土-20 +は規定しない	cm	延長40mごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所				
		法長 1≥5m		盛土-2% (法長に対して) 切土-4% (法長に対して) +は規定しない	%	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所				法長 1≥5m		盛土-2% (法長に対して) 切土-4% (法長に対して) +は規定しない	%	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所				
		幅 w1, w2		-10	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所						-10	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所				
		法面整形工	法面の基準線に対しての出入り	スチールテープ等により測定	±5	cm	延長2kmごとに1箇所											
3次元計測技術の場合の規定なし							<p>所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>拡大図</p>							<p>改訂 P2-43 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>				

現 行								改 訂								摘 要
出来形管理基準及び規格値								出来形管理基準及び規格値								
4. 土工								4. 土工 (2/4)								
工程	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	工程	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	
土工	伐開	伐開面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm	全面積1回	参考図	土工	掘削工 路体盛土工 路床盛土工	幅 w1, w2	スチールテープ等により測定	-10	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに1箇所	参考図	改訂 P2-44 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。
		基準高	レベル等により測定	±5 (暫定土工±10) 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	縦横断方向に40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所										
		法長 1<5m	スチールテープ等により測定	盛土-10 切土-20 ±は規定しない	cm	延長 40m ごとに1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所										
		法長 1≥5m		盛土-2% (法長に対して) 切土-4% (法長に対して) ±は規定しない	%											
		幅 w1, w2		-10	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに1箇所										
	法面整形工	法面の基準線に対しての出入り	スチールテープ等により測定	±5	cm	延長 2 km ごとに1箇所			法面整形工	法面の基準線に対しての出入り	スチールテープ等により測定	±5	cm	延長 2 km ごとに1箇所		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">3次元計測技術の場合の規定なし</div>								<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">拡大図</div>								

改訂 P2-44
航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。
※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。

所
ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書(測点毎)の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。

現 行		改 訂		摘 要																																																
出来形管理基準及び規格値		出来形管理基準及び規格値																																																		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 3次元計測技術の場合 の規定なし </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>4. 土工 (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>種 別</th> <th>項 目</th> <th>方 法</th> <th>規 格 値</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土 工</td> <td rowspan="3">掘削工 (面管理の 場合)</td> <td>平場</td> <td></td> <td>標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15</td> <td>cm</td> <td>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td></td> <td>水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16</td> <td>cm</td> <td>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟岩工) (小段含む)</td> <td></td> <td>水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33</td> <td>cm</td> <td>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> </tr> </tbody> </table> </div>		工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考	土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	法面 (軟岩工) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	<p>4. 土工 (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>種 別</th> <th>項 目</th> <th>方 法</th> <th>規 格 値</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土 工</td> <td rowspan="3">掘削工 (面管理の 場合)</td> <td>平場</td> <td></td> <td>標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15</td> <td>cm</td> <td>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td></td> <td>水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16</td> <td>cm</td> <td>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟岩工) (小段含む)</td> <td></td> <td>水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33</td> <td>cm</td> <td>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</td> </tr> </tbody> </table>		工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考	土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	法面 (軟岩工) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	<p>改訂 P2-45 航空局「空港土工工事 共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3 次元データによる施工 管理の内容追加)。</p>
工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考																																														
土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。																																														
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。																																														
		法面 (軟岩工) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。																																														
工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考																																														
土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。																																														
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。																																														
		法面 (軟岩工) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区画を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。																																														
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 拡大図 </div>																																																		

現 行

出来形管理基準及び規格値

3次元計測技術の
場合の規定なし

4. 土工 (4/4)

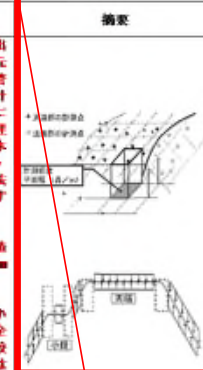
工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考
土 工	路床盛土工 路床盛土工 (面管理の 場合)	天端		標高偏差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。
		法面 (小段含む)		水平または標高偏差 平均値 ±8 個々の計測値 ±19	cm	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高偏差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法筋、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高偏差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平偏差からの評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

改 訂

出来形管理基準及び規格値

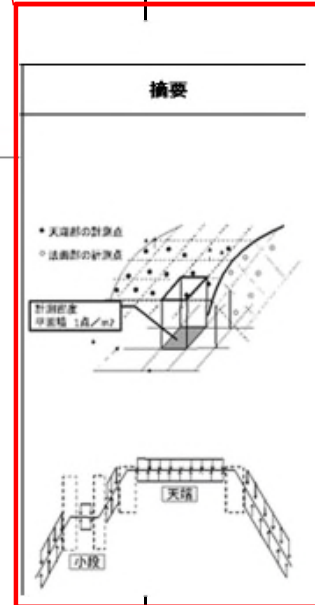
4. 土工 (4/4)

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	備 考
土 工	路床盛土工 路床盛土工 (面管理の 場合)	天端		標高偏差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。
		法面 (小段含む)		水平または標高偏差 平均値 ±8 個々の計測値 ±19	cm	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高偏差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法筋、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高偏差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平偏差からの評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。



改訂 P2-46
航空局「空港土工工事
共通仕様書」との整
合。
※(情報化施工及び3
次元データによる施工
管理の内容追加)。

拡大図



現 行							改 訂							摘 要																																																																																																																																																																																																																											
出来形管理基準及び規格値							出来形管理基準及び規格値																																																																																																																																																																																																																																		
16. コンクリート舗装工 (1/2)							16. コンクリート舗装工 (2/4)							改訂 P2-58 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整 合。 ※(情報化施工及び3 次元データによる施工 管理の内容追加)。																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>項目</th> <th>方法</th> <th>規格値</th> <th>単位</th> <th>頻度</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">路床工</td> <td rowspan="3">基準高(路床 仕上げ高)</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>+3、-5 舗装と 近接する場合は 舗装計画高より 高くしてはなら ない</td> <td>cm</td> <td>縦断方向に40m間隔及 び勾配変化点、また横 断方向は中心、面端及 びその中間点並びにシ ョルダー端の計7点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 5</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">しゃ断層</td> <td rowspan="3">厚さ</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 5</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">凍上抑制 層</td> <td rowspan="3">厚さ</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 5</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下層路盤</td> <td rowspan="3">厚さ</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 5</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上層路盤 (粒度調 整材料)</td> <td rowspan="2">基準高(上層 路盤仕上げ 高)</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>レベル等により 測定</td> <td>+1.5、-1.5</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> <td>+規定しない、- 1.5</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セメント 安定処理</td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定</td> <td>掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定</td> <td>+規定しない、- 1.5</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アスファ ルト安定 処理</td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>コア採取によ り、ノギス等で測 定</td> <td>コア採取によ り、ノギス等で測 定</td> <td>+規定しない、- 0.4</td> <td>cm</td> <td>4,000 m²に1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、 光波測距儀等 により測定</td> <td>+規定しない、- 2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長</td> <td></td> <td></td> <td>+規定しない、- 0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定</td> <td>スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定</td> <td>+規定しない、 -2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	路床工	基準高(路床 仕上げ高)	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+3、-5 舗装と 近接する場合は 舗装計画高より 高くしてはなら ない		cm	縦断方向に40m間隔及 び勾配変化点、また横 断方向は中心、面端及 びその中間点並びにシ ョルダー端の計7点		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、- 0	cm			しゃ断層	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、- 0	cm			凍上抑制 層	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、- 0	cm			下層路盤	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、- 0	cm			上層路盤 (粒度調 整材料)	基準高(上層 路盤仕上げ 高)	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+1.5、-1.5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		厚さ		+規定しない、- 1.5	cm	2,000 m ² に1箇所測定		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、- 0	cm			セメント 安定処理	厚さ	掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定	掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定	+規定しない、- 1.5	cm	2,000 m ² に1箇所		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		アスファ ルト安定 処理	厚さ	コア採取によ り、ノギス等で測 定	コア採取によ り、ノギス等で測 定	+規定しない、- 0.4	cm	4,000 m ² に1箇所		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長			+規定しない、- 0	cm			幅	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定	+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>項目</th> <th>方法</th> <th>規格値</th> <th>単位</th> <th>頻度</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">コンクリート舗装工</td> <td rowspan="2">下層路盤 (面管理の 場合)</td> <td rowspan="2">基準高</td> <td rowspan="2"></td> <td>個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5</td> <td>cm</td> <td rowspan="2">1. 3次元データによる 出来形管理において 「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 多点 計測技術(面管理の場 合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する 場合、その他基準に 規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方 法により出来形管理を 実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規 格値には計測精度とし て±10mmが含まれてい る。 3. 計測は計測員の 内側全面とし、全ての 点で標高値を算出す る。計測密度は1点/ m²(平面投影面積当 り)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標 高値と当該層の標高値 の差で算出する。 5. 厚さを標高較差と して評価する場合は、 直下層の目標高さ+設 計厚さから求める高さ との差とする。この場 合、基準高の評価は省 略する。</td> <td>工事規模の 考え方 中規模とは、 1層あたりの 施工面積が 2,000 m²以上 とする。 小規模と は、表層及び 基層の加熱 アスファルト 混合物の 総使用量が 500 t未満あ るいは施工 面積が2,000 m²未満。</td> </tr> <tr> <td>厚さあるいは 標高較差</td> <td>個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5</td> <td>cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層路盤 (粒度調 整材料)</td> <td rowspan="2">基準高(上 層路盤仕上 げ高)</td> <td rowspan="2">レベル等 により測定</td> <td rowspan="2"></td> <td>+1.5、-1.5</td> <td>cm</td> <td rowspan="2">延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td></td> <td>+規定しない、 -1.5</td> <td>cm</td> <td>2,000 m²に1箇所測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">幅</td> <td rowspan="2">スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定</td> <td rowspan="2"></td> <td>+規定しない、 -2</td> <td>cm</td> <td rowspan="2">延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、 -0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td rowspan="2">コア採取によ り、ノギス等 で測定</td> <td rowspan="2"></td> <td>+規定しない、 -0.4</td> <td>cm</td> <td rowspan="2">4,000 m²に1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>+規定しない、 -2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>+規定しない、 -0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>+規定しない、 -0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	コンクリート舗装工	下層路盤 (面管理の 場合)	基準高		個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5	cm	1. 3次元データによる 出来形管理において 「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 多点 計測技術(面管理の場 合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する 場合、その他基準に 規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方 法により出来形管理を 実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規 格値には計測精度とし て±10mmが含まれてい る。 3. 計測は計測員の 内側全面とし、全ての 点で標高値を算出す る。計測密度は1点/ m ² (平面投影面積当 り)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標 高値と当該層の標高値 の差で算出する。 5. 厚さを標高較差と して評価する場合は、 直下層の目標高さ+設 計厚さから求める高さ との差とする。この場 合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の 考え方 中規模とは、 1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 とする。 小規模と は、表層及び 基層の加熱 アスファルト 混合物の 総使用量が 500 t未満あ るいは施工 面積が2,000 m ² 未満。	厚さあるいは 標高較差	個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5	cm	上層路盤 (粒度調 整材料)	基準高(上 層路盤仕上 げ高)	レベル等 により測定		+1.5、-1.5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		厚さ		+規定しない、 -1.5	cm	2,000 m ² に1箇所測定			幅	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定		+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、 -0	cm				厚さ	コア採取によ り、ノギス等 で測定		+規定しない、 -0.4	cm	4,000 m ² に1箇所		幅		+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		延長				+規定しない、 -0	cm			幅		+規定しない、 -0	cm	
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要																																																																																																																																																																																																																																		
路床工	基準高(路床 仕上げ高)	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+3、-5 舗装と 近接する場合は 舗装計画高より 高くしてはなら ない	cm	縦断方向に40m間隔及 び勾配変化点、また横 断方向は中心、面端及 びその中間点並びにシ ョルダー端の計7点																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		延長		+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
しゃ断層	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		延長		+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
凍上抑制 層	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		延長		+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
下層路盤	厚さ	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+規定しない、- 2	cm	2,000 m ² に1箇所測定																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		延長		+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
上層路盤 (粒度調 整材料)	基準高(上層 路盤仕上げ 高)	レベル等により 測定	レベル等により 測定	+1.5、-1.5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		厚さ		+規定しない、- 1.5	cm	2,000 m ² に1箇所測定																																																																																																																																																																																																																																			
	幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		延長		+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
セメント 安定処理	厚さ	掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定	掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定	+規定しない、- 1.5	cm	2,000 m ² に1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
アスファ ルト安定 処理	厚さ	コア採取によ り、ノギス等で測 定	コア採取によ り、ノギス等で測 定	+規定しない、- 0.4	cm	4,000 m ² に1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等 により測定	+規定しない、- 2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																			
	延長			+規定しない、- 0	cm																																																																																																																																																																																																																																				
		幅	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定	+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																		
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要																																																																																																																																																																																																																																		
コンクリート舗装工	下層路盤 (面管理の 場合)	基準高		個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5	cm	1. 3次元データによる 出来形管理において 「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 多点 計測技術(面管理の場 合)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する 場合、その他基準に 規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方 法により出来形管理を 実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規 格値には計測精度とし て±10mmが含まれてい る。 3. 計測は計測員の 内側全面とし、全ての 点で標高値を算出す る。計測密度は1点/ m ² (平面投影面積当 り)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標 高値と当該層の標高値 の差で算出する。 5. 厚さを標高較差と して評価する場合は、 直下層の目標高さ+設 計厚さから求める高さ との差とする。この場 合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の 考え方 中規模とは、 1層あたりの 施工面積が 2,000 m ² 以上 とする。 小規模と は、表層及び 基層の加熱 アスファルト 混合物の 総使用量が 500 t未満あ るいは施工 面積が2,000 m ² 未満。																																																																																																																																																																																																																																		
				厚さあるいは 標高較差	個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が 小規模以下 ±9 測定値の平均(中規 模以上) +4、-1.5 測定値の平均(小規 模以下) +5、-1.5		cm																																																																																																																																																																																																																																		
	上層路盤 (粒度調 整材料)	基準高(上 層路盤仕上 げ高)	レベル等 により測定		+1.5、-1.5	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																		
					厚さ			+規定しない、 -1.5	cm	2,000 m ² に1箇所測定																																																																																																																																																																																																																															
		幅	スチールテ ープ、光波測 距儀等によ り測定		+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																																		
					延長			+規定しない、 -0	cm																																																																																																																																																																																																																																
		厚さ	コア採取によ り、ノギス等 で測定		+規定しない、 -0.4	cm	4,000 m ² に1箇所																																																																																																																																																																																																																																		
					幅			+規定しない、 -2	cm	延長40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所																																																																																																																																																																																																																															
		延長				+規定しない、 -0	cm																																																																																																																																																																																																																																		
						幅		+規定しない、 -0	cm																																																																																																																																																																																																																																
	3次元計測技術の場合の規定なし																																																																																																																																																																																																																																								

現 行	改 訂	摘 要																																																						
<p>出来形管理基準及び規格値</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>3次元計測技術の場合の規定なし</p> </div>	<p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>16. コンクリート舗装工 (3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>種 別</th> <th>項 目</th> <th>方 法</th> <th>規 格 値</th> <th>単 位</th> <th>頻 度</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">コンクリート舗装工</td> <td rowspan="5">上層路盤 (粒度調整) (面管理の場合)</td> <td rowspan="5">厚さあるいは標高較差</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">個々の測定値(中規模以上) -5.5 個々の測定値(小規模以下) -6.6 測定値の平均 -0.8</td> <td rowspan="5">cm</td> <td rowspan="5">1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</td> <td rowspan="5">工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セメント安定処理</td> <td>厚さ</td> <td>掘り起こし、又はコア採取によるノギスなどによる測定</td> <td>+規定しない、-1.5</td> <td>cm</td> <td>2,000㎡に1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、光波測距儀等により測定</td> <td>+規定しない、-2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、-0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アスファルト安定処理</td> <td>厚さ</td> <td>コア採取により、ノギス等で測定</td> <td>+規定しない、-0.4</td> <td>cm</td> <td>4,000㎡に1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>スチールテープ、光波測距儀等により測定</td> <td>+規定しない、-2</td> <td>cm</td> <td>延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td>+規定しない、-0</td> <td>cm</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 程	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要	コンクリート舗装工	上層路盤 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		個々の測定値(中規模以上) -5.5 個々の測定値(小規模以下) -6.6 測定値の平均 -0.8	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	セメント安定処理	厚さ	掘り起こし、又はコア採取によるノギスなどによる測定	+規定しない、-1.5	cm	2,000㎡に1箇所		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、-0	cm			アスファルト安定処理	厚さ	コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、-0.4	cm	4,000㎡に1箇所		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所		延長		+規定しない、-0	cm			<p>改訂 P2-59</p> <p>航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工 程	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要																																																	
コンクリート舗装工	上層路盤 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差		個々の測定値(中規模以上) -5.5 個々の測定値(小規模以下) -6.6 測定値の平均 -0.8	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。																																																	
								セメント安定処理	厚さ									掘り起こし、又はコア採取によるノギスなどによる測定	+規定しない、-1.5	cm	2,000㎡に1箇所																																			
									幅									スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所																																			
									延長			+規定しない、-0	cm																																											
								アスファルト安定処理	厚さ		コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、-0.4	cm	4,000㎡に1箇所																																										
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所																																																			
	延長		+規定しない、-0	cm																																																				

現 行							改 訂							摘 要	
出来形管理基準及び規格値							出来形管理基準及び規格値								
17. アスファルト舗装工							17. アスファルト舗装工 (1/2)							改訂 P2-61 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整 合。 ※（情報化施工及び3 次元データによる施工 管理の内容追加）。	
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	工種	種別	項目	方法	規格値	単位		頻度
アスファルト舗装工	路床、しゃ断層、凍上抑制層、下層路盤、上層路盤（粒度調整工セメント安定処理路盤、アスファルト安定処理路盤）	16. 「コンクリート舗装工」を適用する				16. 「コンクリート舗装工」を適用する		路床、しゃ断層、凍上抑制層、下層路盤、上層路盤（粒度調整工セメント安定処理路盤、アスファルト安定処理路盤）	16. 「コンクリート舗装工」を適用する、ただし面管理の場合は以下による。					16. 「コンクリート舗装工」を適用する、ただし面管理の場合は以下による	
	基層	厚さ	採取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.4	cm	4,000 m ² ごとに1箇所以上		下層路盤工（面管理の場合）	基準高▽	個々の測定値(X)が中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が小規模以下 ±9 測定値の平均(中規模以上) +4, -1.5 測定値の平均(小規模以下) +5, -1.5	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		工事規模の考え方で中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	40mごとに1箇所		厚さあるいは標高較差		個々の測定値(X) ±9 測定値の平均が中規模以上 +4, -1.5 測定値の平均が小規模以下 +5, -1.5		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。				
	延長		+規定しない、 -0	cm					3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。						
	表層	厚さ	採取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、 -0.3	cm	4,000 m ² ごとに1箇所以上		上層路盤工（粒度調整）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X)が中規模以上 -5.4 個々の測定値(X)が小規模以下 -6.3 測定値の平均が中規模以上 -0.8 測定値の平均が小規模以下 -1	cm	4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。	5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -2	cm	40mごとに1箇所										
	平坦心性	舗装試験法便覧による	3mプロフィールメータにより測定する場合は、標準偏差 0.24 以内 直轄式により測地する場合は、標準偏差 0.175 以内	cm	各レーンごとに1測線、全延長を測定										
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、 -0	cm											
	勾配	レベル等により測定	航空法施行規則第79条で定める規定勾配以内+0、-規定しない	%	完了後側線、測点間隔は設計図書による		管理図の測定結果を記入し提出								
	プライムコート タックコート	散布量	スポンジマットによる質量測定	設計図書に規定	L/m ²	1日に1回3箇所									

3次元計測技術の場合の規定なし

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>（適用範囲）</p> <p>1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。</p> <p>（工事写真の分類）</p> <p>2. 工事写真は次のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償、準備、仮設、安全施設等） <p>①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。</p> <p>②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発成品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。</p> <p>③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。</p> <p>（工事写真の撮影基準）</p> <p>3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>（1）撮影頻度 工事写真の撮影頻度は別表-3に示すものとする。</p> <p>（2）撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工 事 名 ② 工 種 等 ③ 測点（位置） ④ 設 計 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図 <p>なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。</p> <p>特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影す</p>	<p>写真管理基準</p> <p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真と映像を読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） <p>①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。</p> <p>②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発成品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。</p> <p>③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。</p> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は別表-3に示すものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工 事 名 ② 工 種 等 ③ 測点（位置） ④ 設 計 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目—施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。</p>	<p>改訂 P2-70</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」の「写真管理基準（案）」との整合及び段落番号修正。</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <p>るものとする。</p> <p>(写真の省略)</p> <p>4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>(写真の色彩)</p> <p>5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ)</p> <p>6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。</p> <p>(2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ)</p> <p>7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。</p> <p>(2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)又は電子媒体とし、工事完成図書電子納品要領(案)の既定によるものとする。</p> <p>(工事写真の整理方法)</p> <p>9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。</p> <p>(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。</p> <p>なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(3) 電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。</p> <p>(電子媒体に記録する工事写真)</p> <p>10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。</p>	<p>写真管理基準</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p> <p>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項 別表-3の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 別表-3に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ定める</p>	<p>改訂 P2-71</p> <p>航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合及び北開局「道路・河川工事仕様書」に含ませて段落番号の修正。</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合及び段落番号の修正。</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合及び段落番号の修正。</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合及び段落番号の修正。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <p>(留意事項等)</p> <p>11. 別表—3の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p> <p>(6) 受注者は、撮影後、速やかに写真の適否を確認し、撮影されていないものは取り直しを行うものとする。また、再撮影が不可能な場合、ただちに監督職員に報告し、その処置について指示を受けなければならない。なお、この処置に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(その他)</p> <p>12. 用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。</p> <p>(3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう</p>	<p>写真管理基準</p> <p>ものとする。</p> <p>3. 整理提出 別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>4. その他 フィルムカメラを使用した撮影～提出する場合は、別紙「写真管理基準(案)」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p>改訂 P2-72</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。 ※デジタルカメラとフィルムカメラの写真管理基準を整理。</p> <p>※※「道路・河川工事仕様書(R3d版)」では、「R2d版の道路・河川工事仕様書の写真管理基準を参考に～定めるものとする。」と定めている。しかし北開局「空港工事仕様書(R2d版)」ではフィルムカメラを使用した場合の写真管理基準を定めていなかったため、R3d改訂では、別紙として整理することとした。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>「フィルムカメラを使用した場合の 写真管理基準(案)」は規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p style="text-align: center; color: red;">別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>工事写真</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着事前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>①受注者は、工事着事前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準（案）の別紙—3 に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工 事 名 ② 工 種 等 ③ 測点（位置） 	<p>改訂 P2-123</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。 ※デジタルカメラとフィルムカメラの写真管理基準を整理。</p> <p>※※「道路・河川工事仕様書（R3d版）」では、「R2d版の道路・河川工事仕様書の写真管理基準を参考に～定めるものとする。」と定めている。しかし北開局「空港工事仕様書（R2d版）」ではフィルムカメラを使用した場合の写真管理基準を定めていなかったため、R3d改訂では、別紙として整理することとした。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>「フィルムカメラを使用した場合の 写真管理基準(案)」は規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p>④ 設 計 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図</p> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の別表—3の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5) 写真管理基準(案)の別表—3に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1) 撮影写真の原本 工事写真の原本とは、写真管理基準(案)の別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影</p>	<p>改訂 P2-124</p> <p>北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。 ※デジタルカメラとフィルムカメラの写真管理基準を整理。 ※※整理理由については新旧対比表20ページの摘要を参照。</p> <p>「2-3 情報化～施工管理」については、航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>「フィルムカメラを使用した場合の 写真管理基準(案)」は規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p>した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容等がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2) 工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の別表—3「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p>	<p>改訂 P2-125 北開局「道路・河川工事仕様書」との整合。 ※デジタルカメラとフィルムカメラの写真管理基準を整理。 ※※整理理由については新旧対比表20ページの摘要を参照。</p>

現 行						改 訂						摘 要																							
写真管理基準						写真管理基準						改訂 P2-81 航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整 合。 ※（情報化施工及び3 次元データによる施工 管理の内容追加）。																							
<p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">「3次元計測技術」及び「TS・GNSS」 の場合の規定なし</p>						4. 土工 (3/4) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="2">撮 影 基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土 工</td> <td>品質管理</td> <td>材料及び施工の確認</td> <td>材料並びに試験及び測定の状態が判明できるように撮影する</td> <td>試験及び測定時</td> <td>試験項目ごとに2枚</td> <td rowspan="3">撮影項目は、品質管理基準及び規格値3.「土工」による</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>盛土の各層の仕上がり厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影する</td> <td>測定時</td> <td>測定項目ごとに2枚</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> </tr> </tbody> </table>							工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期及び方法	土 工	品質管理	材料及び施工の確認	材料並びに試験及び測定の状態が判明できるように撮影する	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値3.「土工」による	出来形管理	出来形の確認	盛土の各層の仕上がり厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影する	測定時	測定項目ごとに2枚	完成	完成全景	完成時
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明																														
			撮影箇所	撮影時期及び方法																															
土 工	品質管理	材料及び施工の確認	材料並びに試験及び測定の状態が判明できるように撮影する	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質管理基準及び規格値3.「土工」による																													
	出来形管理	出来形の確認	盛土の各層の仕上がり厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるように撮影する	測定時	測定項目ごとに2枚																														
	完成	完成全景	完成時	各1枚																															
						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="2">撮 影 基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土 工</td> <td>出来形管理 掘削工 (面管理の場合)</td> <td>法長 ※右のいずれかで撮影する。</td> <td></td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕</td> <td>代表箇所各1枚 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</td> </tr> <tr> <td>出来形管理 路体盛 土工 路床盛 土工 (面管理の場合)</td> <td>巻出し厚</td> <td></td> <td></td> <td>「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期及び方法	土 工	出来形管理 掘削工 (面管理の場合)	法長 ※右のいずれかで撮影する。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	代表箇所各1枚 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	出来形管理 路体盛 土工 路床盛 土工 (面管理の場合)	巻出し厚			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要。				
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明																														
			撮影箇所	撮影時期及び方法																															
土 工	出来形管理 掘削工 (面管理の場合)	法長 ※右のいずれかで撮影する。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	代表箇所各1枚 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影																													
	出来形管理 路体盛 土工 路床盛 土工 (面管理の場合)	巻出し厚			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要。																														

現 行	改 訂	摘 要																										
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>3次元計測技術の場合の規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p>4. 土工 (4/4)</p> <table border="1" data-bbox="1050 395 1776 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">撮 影 区 分</th> <th rowspan="2">撮 影 項 目</th> <th rowspan="2">撮 影 撮影箇所</th> <th colspan="2">基 準</th> <th rowspan="2">注 意 事 項 及 び 説 明</th> </tr> <tr> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土 工</td> <td rowspan="2">出来形管理 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)</td> <td rowspan="2">法長幅 ※右のいずれかで撮影する</td> <td rowspan="2"></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td rowspan="2">・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</td> </tr> <tr> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来形管理</td> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> <td>撮影項目は、出来形管理基準及び規格値4.「土工」による</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 撮影箇所	基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	撮影時期及び方法	提出枚数	土 工	出来形管理 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	法長幅 ※右のいずれかで撮影する		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値4.「土工」による	<p>改訂 P2-82</p> <p>航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。</p> <p>※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工 種	撮 影 区 分					撮 影 項 目	撮 影 撮影箇所		基 準						注 意 事 項 及 び 説 明													
		撮影時期及び方法	提出枚数																									
土 工	出来形管理 路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	法長幅 ※右のいずれかで撮影する		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影																						
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																								
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値4.「土工」による																						

現 行	改 訂	摘 要																																																		
<p>写真管理基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="3">基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影場所</th> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">コンクリート舗装工</td> <td>品質管理</td> <td>材料及び施工の確認</td> <td>試験及び測定状況</td> <td>試験及び測定時</td> <td>試験項目ごとに2枚</td> <td>撮影項目は、品質基準及び規格値15「コンクリート舗装工」に基づく試験及び検査の状況が判明できるように撮影する</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>測定状況</td> <td>測定時</td> <td>測定項目ごとに2枚</td> <td>路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄筋、目地及び舗装厚さが判明できるように撮影する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> <td>撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16「コンクリート舗装工」による</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center; color: red;"> <p>3次元計測技術の場合の規定なし</p> </div>	工種	撮影区分	撮影項目	基 準			注意事項及び説明	撮影場所	撮影時期及び方法	提出枚数	コンクリート舗装工	品質管理	材料及び施工の確認	試験及び測定状況	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質基準及び規格値15「コンクリート舗装工」に基づく試験及び検査の状況が判明できるように撮影する	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄筋、目地及び舗装厚さが判明できるように撮影する		完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16「コンクリート舗装工」による	<p>写真管理基準</p> <p style="margin-top: 20px;">15. コンクリート舗装工 (4/5)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="3">基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">コンクリート舗装工</td> <td rowspan="2"></td> <td>出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)</td> <td>厚さ</td> <td>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	基 準			注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	コンクリート舗装工		出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		幅	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		<p>改訂 P2-101</p> <p>航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。</p> <p>※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工種				撮影区分	撮影項目	基 準			注意事項及び説明																																											
	撮影場所	撮影時期及び方法	提出枚数																																																	
コンクリート舗装工	品質管理	材料及び施工の確認	試験及び測定状況	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	撮影項目は、品質基準及び規格値15「コンクリート舗装工」に基づく試験及び検査の状況が判明できるように撮影する																																														
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄筋、目地及び舗装厚さが判明できるように撮影する																																														
		完成	完成全景	完成時	各1枚	撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16「コンクリート舗装工」による																																														
工種	撮影区分	撮影項目	基 準			注意事項及び説明																																														
			撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数																																															
コンクリート舗装工		出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																																															
		幅	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																																																

現 行	改 訂	摘 要																										
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>3次元計測技術の場合の規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p>15. コンクリート舗装工 (5/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">撮 影 区 分 ; :</th> <th rowspan="2">撮 影 項 目</th> <th rowspan="2">撮 影 箇 所</th> <th colspan="2">基 準</th> <th rowspan="2">注 意 事 項 及 び 説 明</th> </tr> <tr> <th>撮 影 時 期 及 び 方 法</th> <th>提 出 枚 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">コンクリート舗装工</td> <td rowspan="2">出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)</td> <td>厚さ</td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> <td>路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16.「コンクリート舗装工」による</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮 影 区 分 ; :	撮 影 項 目	撮 影 箇 所	基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	コンクリート舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		幅		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16.「コンクリート舗装工」による	<p>改訂 P2-102 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工 種	撮 影 区 分 ; :					撮 影 項 目	撮 影 箇 所		基 準				注 意 事 項 及 び 説 明															
		撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数																									
コンクリート舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																							
		幅		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																							
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値16.「コンクリート舗装工」による																						

現 行		改 訂		摘 要																																																			
<p>写真管理基準</p> <table border="1" data-bbox="161 509 934 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th colspan="3">基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルト舗装工</td> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>測定状況</td> <td>測定時</td> <td>測定項目ごとに2枚</td> <td>路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影区分	撮影項目	基 準			注意事項及び説明	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	アスファルト舗装工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による		完成	完成全景	完成時	各1枚		<p>写真管理基準</p> <p>16. アスファルト舗装工 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="1084 354 1816 1015"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th rowspan="2">撮影箇所</th> <th colspan="2">基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アスファルト舗装工</td> <td>出来形管理</td> <td>出来形の確認</td> <td>測定状況</td> <td>測定時</td> <td>測定項目ごとに2枚</td> <td>路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による</td> </tr> <tr> <td>出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)</td> <td>厚さ</td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅</td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	基 準		注意事項及び説明	撮影時期及び方法	提出枚数	アスファルト舗装工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による	出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚			幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		<p>改訂 P2-104 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工種	撮影区分				撮影項目	基 準			注意事項及び説明																																														
		撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数																																																			
アスファルト舗装工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による																																																	
		完成	完成全景	完成時	各1枚																																																		
工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	基 準		注意事項及び説明																																																	
				撮影時期及び方法	提出枚数																																																		
アスファルト舗装工	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	測定項目ごとに2枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗装工」による																																																	
	出来形管理 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																																																		
		幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																																																		
<p style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">3次元計測技術の場合の規定なし</p>																																																							

現 行	改 訂	摘 要																											
<p>写真管理基準</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>3次元計測技術の場合の規定なし</p> </div>	<p>写真管理基準</p> <p>16. アスファルト舗装工 (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">撮影区分</th> <th rowspan="2">撮影項目</th> <th rowspan="2">撮影箇所</th> <th colspan="2">基 準</th> <th rowspan="2">注意事項及び説明</th> </tr> <tr> <th>撮影時期及び方法</th> <th>提出枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">アスファルト舗装工</td> <td rowspan="2">出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)</td> <td>厚さ</td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕</td> <td>代表箇所各1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>完成</td> <td>完成全景</td> <td>完成時</td> <td>各1枚</td> <td>路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗装工」による</td> </tr> </tbody> </table>	工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	基 準		注意事項及び説明	撮影時期及び方法	提出枚数	アスファルト舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚		出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗装工」による	<p>改訂 P2-105 航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合。 ※(情報化施工及び3次元データによる施工管理の内容追加)。</p>
工種	撮影区分					撮影項目	撮影箇所		基 準				注意事項及び説明																
		撮影時期及び方法	提出枚数																										
アスファルト舗装工	出来形管理 上層路盤工 (粒度調整) (面管理の場合)	厚さ		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																								
		幅		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所各1枚																								
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	各1枚	路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗装工」による																							

現 行	改 訂	摘 要																								
<p>北海道開発局独自 第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。 ※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省） ※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課） ※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">建設副産物の一時保管についての規定なし</p> </div>	<p>北海道開発局独自 第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。 ※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省） ※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課） ※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p> <p>8. 建設副産物の一時保管については、次のとおりである。なお、看板の設置にあたっては、発注者及び空港管理者と協議の上、設置すること。</p> <p>(1) 一時保管の看板（建設発生土）</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建設副産物の一時保管場所</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; padding-left: 10px;">} 100</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">保 管 目 的</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>建設副産物の種類</td> <td>建設発生土</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>保 管 の 期 間</td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>責 任 者</td> <td>連絡先</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">50 50 25 75</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">200</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>一時保管の看板（建設発生土）</p> <p>1) 保管目的 一時保管は、平成（または令和）〇〇年度〇〇工事で発生した建設発生土を令和△△年度施工予定の□□工事で（ドレーン材料、盛土材料、基礎材料、埋戻し材料）に再利用するため下記の期間、保管するものです。</p> <p>2) 責任者 本官契約は、開発建設部長（支出負担行為担当官）、分任官契約は、事務（業）所長（分任官支出負担行為担当官）を記載する。</p> <p>3) 連絡先</p>	建設副産物の一時保管場所		20	} 100	保 管 目 的		20	建設副産物の種類	建設発生土	20	保 管 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	20	責 任 者	連絡先	20	50 50 25 75				200				<p>改訂 P3-25 北開局「道路・河川工事仕様書」との整合（新規追加）。 ※青線部分については、北開局「空港工事仕様書」独自運用として加筆。</p>
建設副産物の一時保管場所		20	} 100																							
保 管 目 的		20																								
建設副産物の種類	建設発生土	20																								
保 管 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	20																								
責 任 者	連絡先	20																								
50 50 25 75																										
200																										

現 行	改 訂	摘 要														
<p>北海道開発局独自 第1編 共通編 第1章 総則</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>建設副産物の一時保管について の規定なし</p> </div>	<p>北海道開発局独自 第1編 共通編 第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">○○事務（業）所 主任監督員 ○○ ○○ 電話○○-○○-○○○○</p> <p>※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。</p> <p>(2) 一時保管の看板（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、抜根物、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に工事受注者が一時保管する場合）</p> <p style="font-size: small;">（北海道環境生活部、産業廃棄物の保管施設ガイドライン5-7表示より）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設の名称</td> <td style="width: 50%;">産業廃棄物保管施設</td> </tr> <tr> <td>保管する産業廃棄物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者名</td> <td>○○建設所 担当者○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>〒○○-○○-○○○○</td> </tr> <tr> <td>保管高さの上限</td> <td>* 保管施設ガイドライン第4-2による。</td> </tr> <tr> <td>保管数量の上限</td> <td>* 工事現場内は掲載は必要ない。 工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">120cm以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">100cm以上</p> <p>※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。</p> <p>※保管高さの上限、保管数量の上限については、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（北海道環境生活部）を参考にすること。</p>	施設の名称	産業廃棄物保管施設	保管する産業廃棄物の名称		管理者名	○○建設所 担当者○○ ○○	連絡先	〒○○-○○-○○○○	保管高さの上限	* 保管施設ガイドライン第4-2による。	保管数量の上限	* 工事現場内は掲載は必要ない。 工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。		120cm以上	<p>改訂 P3-26 北開局「道路・河川工事仕様書」との整合（新規追加）。</p>
施設の名称	産業廃棄物保管施設															
保管する産業廃棄物の名称																
管理者名	○○建設所 担当者○○ ○○															
連絡先	〒○○-○○-○○○○															
保管高さの上限	* 保管施設ガイドライン第4-2による。															
保管数量の上限	* 工事現場内は掲載は必要ない。 工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。															
	120cm以上															

次ページより、
令和3年度 北開局「空港工事仕様書」の
【第1編共通編 第1章総則 1-1-1-2 用語の定義】における改訂箇所と
以下の関連工事仕様書との対比表となる。

○関連工事仕様書

- ・令和3年度 航空局「空港土木工事共通仕様書」
- ・令和3年度 北開局「道路・河川工事仕様書」

令和3年度 航空局「空港土木工事共通仕様書」	令和3年度 北海道開発局「空港工事仕様書」	摘要
<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-2 用語の定義</p> <p>び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、立会、工事材料の試験の実施（重要なものは除く。）を行い設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任現場監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。</p> <p>5)「契約図書」とは、契約書及び設計図書を総称していう。</p> <p>6)「設計図書」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は特記仕様書の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ設計図書に含まれるものとする。</p> <p>7)「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）</p> <p>8)「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</p> <p>10)「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書面をいう。</p> <p>11)「入札説明書」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。</p> <p>12)「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>13)「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>14)「工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>15)「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>16)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>17)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-2 用語の定義</p> <p>あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9. 特記仕様書 特記仕様書とは、工事仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>10. 契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>11. 現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12. 質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>13. 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>14. 公示用設計書 公示用設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>15. 指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>16. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>17. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>18. 提出 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>19. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>20. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知</p>	<p>改訂 P 1-3 北開局「道路・河川工事仕様書」と整合のため追加しない。 ※ページ左の航空局「空港土木工事共通仕様書」では、「入札説明書」が用語説明として新規に追加されたが、北開局「道路・河川工事仕様書」や港湾・漁港との横並びを図るため、今回の北開局「空港工事仕様書」の改訂においては、追記しないこととした。</p>

令和3年度 北開局「道路・河川工事仕様書」	令和3年度 北海道開発局「空港工事仕様書」	摘要
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>44. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>45. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>49. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>50. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>51. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>52. 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>53. JIS規格 JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、<u>工事仕様書</u>等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>44. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>45. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>49. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>50. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>51. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>52. 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>53. JIS規格 JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p> <p>54. JEAAS規格 JEAAS規格とは、日本アスファルト乳剤協会規格をいう。</p> <p>55. ISO規格 ISO規格とは、「工業製品」と「マネジメント」の国際規格をいう。</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、<u>工事仕様書</u>等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p>改訂 P 1-6</p> <p>航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合（新規追加）。</p> <p>※ページ左側の北開局「道路・河川工事仕様書」では、「1-1-1-2.用語説明」において、「JEAAS規格」と「ISO規格」の記載がされていないが、航空局「空港土木工事共通仕様書」との整合のため、今回の北開局「空港工事仕様書」の改訂において、新規追記することとした。</p>